

法人間の外国送金の資金をだまし取る詐欺にご注意ください

法人のお客様と外国法人との間で、送金取引時の決済口座情報の連絡を電子メールにより行う際、偽の電子メールや記載内容もしくは添付ファイル等が改ざんされた電子メールにだまされ、外国送金の資金を搾取される被害が発生しています。

発生している手口

- ・ 海外のお取引先になりすまして送信された電子メールの送金指示や、電子メールに添付されている請求書に従って外国送金を行った結果、送金した資金が搾取された。
- ・ 海外のお取引先に送信した電子メールの内容または添付した請求書が改ざんされ、本来の決済口座とは異なる口座に送金された結果、受領すべき資金が搾取された。

対策方法

- ・ 海外のお取引先から決済口座を変更する旨の電子メールを受け取った場合や、通常利用していないメールアドレスから送金依頼を受け取った場合は、お取引先に対して、電話やFAXなどの電子メールとは異なる手段で事実の確認を行う。
- ・ 送金取引やその連絡に利用しているパソコンのセキュリティ対策を行う。また、海外のお取引先と送金依頼の電子メールを送受信する際には、暗号化した添付ファイルを用いる、電子書名を付すなど、より安全性の高い方法で行う。

※添付ファイルの暗号化や電子署名付き電子メールの送受信方法は、社内のシステム担当部署等にご確認ください。

ご参考

- ・ 全国銀行協会ホームページ「法人間の外国送金の資金をだまし取る詐欺にご注意！」